

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和8年7月29日(水)午後4時00分～午後4時40分
場所 小田原市役所 7階 大会議室
 - 2 出席者氏名
 - 1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
 - 2番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)
 - 3番委員 秋 元 美 里
 - 4番委員 齊 藤 修 一
 - 5番委員 松葉口 玲 子
 - 3 説明員等氏名

教 育 部 長	村 田 智 俊
文 化 部 長	和 田 芳 廣
教育部副部長	諏訪部 澄 佳
教育部副部長(保健給食課長事務取扱)	吉 澤 太 郎
文化部副部長	早 野 智 洋
教育総務課長	大 木 健 一
教育指導課長	松 澤 俊 介
教育相談担当課長	橋 本 賢 治
生涯学習課長	遠 藤 倫 子
教育指導課指導主事	中 野 加弥子
	その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長	三 浦 慶太郎
教育総務課主事補	関 原 晃太郎
 - 4 議事
 - 日程第1
議案第19号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
 - 日程第2
議案第20号 令和9年度使用教科用図書(小中学校特別支援学級用)の採択について (教育指導課)
 - 5 報告事項
 - (1) 市議会5月臨時会及び6月定例会の概要について【資料配布のみ】 (教育部・文化部)
 - (2) 小田原市新しい学校づくり推進事業の市民説明会等について (教育総務課)
 - 6 議事等の概要
 - (1) 柳下教育長開会宣言
 - (2) 6月定例会議事録の承認
 - (3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、5番 松葉口委員に決定
-
- (4) 日程第1 議案第19号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは、御説明申し上げます。資料議案書「小田原市社会教育委員候補者名簿」を御覧ください。

小田原市社会教育委員の任期は、小田原市社会教育委員条例により、2年間と定められており、7月31日をもちまして任期満了となります。そのため、小田原市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選考いたしましたところ、名簿にございます

12 名の方々が社会教育委員として適任と思われるので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。なお、この 12 名の方々のうち 5 名の方は、市校長会、市自治会総連合、市体育協会及び市 P T A 連絡協議会など団体から御推薦いただいております。今回の社会教育委員の任期につきましては、令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 2 年間となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 日程第 2 議案第 20 号 令和 9 年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）の採択について（教育指導課）

○教育相談担当課長 それでは、御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、「令和 9 年度使用教科用図書（小学校・中学校 特別支援学級用）の採択について（案）」を御覧ください。

はじめに、特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書につきましては、通常の学級で使用する教科用図書が適当ではない場合、一般図書（付則第 9 条図書）及び、特別支援学校用・教科書目録の 2 種類から、その児童生徒の学習に適切な図書を選び、教育委員会が、毎年それらを教科書として採択することになっております。

今回ご審議いただく「令和 9 年度使用・教科用図書の採択について(案)」では、各児童生徒用の図書として、1 ページから 17 ページまでに、No.353 から No.358 までのコード外 6 冊を含む、No. 1 から No.358 までの 358 冊を発行者ごとにお示しております。

また、文部科学省著作教科用図書、通称「星本」と呼ばれるものがあります。こちらにつきましては、欄外注意書きにもございますように全て採択を希望いたします。併せて、拡大教科書につきましても同様といたします。いずれの図書も、各学校の特別支援学級の担当者が、児童生徒の個性や発達の段階、障がいや度合いなどを考慮しまして、「個別最適な教科書は何か」という視点で、「神奈川県立特別支援学校・採択教科用図書・調査研究資料」等を参考に保護者の方と相談しまして、選択したものとなっております。そして、各学校からの希望書籍と、その理由につきまして、教育委員会事務局において精査し、学校の報告書の記載をもとにとりまとめたものとなっております。

以上で、説明を終わります。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 前提として、ここまで沢山ある教科書の中から、色々な条件を加味しながら、学校と協議しながらマッチングさせていくことは大変だったと思います。その上で、意見として聞いてもらえたらと思います。

このようなことは、企業のサービスの中でも結構あり、今回で言うと児童生徒がお客様だとすると、そのお客様に対して、その会社が持っているサービスを、オーダーメイドしながら、どのようにマッチングさせていくかっていうことだと思います。今回は、支援学級の児童生徒さんが対象で、通常の学級とは違う様々な子がいる状況の中で、一人ひとりに対しての教科書を選定していくというプロセスだと理解しています。その上で、その児童生徒に対してどの教科書がいいかというのは、やはりこの場で一人ひとり状況を見ながら、この教科書がいいよねという判断はそもそも難しいと思っています。この場で議論しなければいけない論点は大きく 2 つだと思っています。

1 つ目が、どういう児童生徒さんであるのか。児童生徒さんはもうある程度グルーピングしたり、カテゴライズしたりして、こういう特性のある方々に対しては、こういう教科書だ

よねという考え方がまずあるのではないかと思います。その部分のお考えが、どういうお考えでやられていたのかという話。

2つ目が、教科書側も沢山ありますので、教科書のカテゴライズか何かパッケージで、もしかしたらもう職員の皆さんの中にあるのではないかと思いますので、それがどのような数のパッケージを児童生徒さんのカテゴライズしたグループに対してどう充ててくのかというのが、お考えにあるような気がしています。

基本的な、どのような特性でグルーピングし、どのような状況の児童生徒さんをグルーピングし、どのような教科書をグルーピングして、それを教育指導課の選定基準に照らし合わせるとこうなるという、おそらくもうやられていらっしゃると思いますが、その考え方が本来考えるべきことだと思います。マストで、1つ目がどのようにカテゴライズしたのかということが、我々が知るべきポイントであるということ。2つ目は、児童生徒さんの状況と教科書のパッケージの状況をどのような考えでマッチングして、合わせたという、その選定基準というかマッチング基準のようなものが2つ目の論点で、ここが複数の、3つのレイヤーになっているような気がしています。

1つ目が、教育法に基づき、コンプライアンス上マストで守らなければならない、その教科書を選んでいるというところで、ここはもうそもそも指定されているものだから、揺るがないと思いますが、マストのレイヤーでこのように選びましたという話。あともう1つが、この教育委員会、市独自の選定基準のようものがおそらくあって、そこをどのような考え方で、市が選んだりマッチングの基準としていますというお話が、2つ目のレイヤーであると思います。

2つ目が、例外としてオーダーメイドでその児童生徒さんの状況を見ながら、例外的にこの子にはこうとか、この子にはこのように、一人ひとりに合わせた例外的のようなものが3層目にあり、そこがまた、どのように選ばれたのかということを実は知りたいなというポイントです。論点では2つですが、どのような児童生徒さんや教科書をカテゴライズしてということはあるかという話と、カテゴライズしたものをマッチングするときの考え方について、コンプライアンス上マストのレイヤーと市独自のレイヤーと、あとは例外的なレイヤーで、そこが本当は知りたいなとお話や、職員の皆さんのお考えを聞いていて思いました。

○教育指導課指導主事 まず1つ目の児童生徒の特性というところで、どのようなカテゴライズがあるのかというご質問ですが、児童生徒一人ひとりに、例えば文字の読み書きがどうか、視覚で覚えることが得意ですとか、強く興味を持つ分野がある児童生徒であるなど、児童生徒ごとの特性によって、絵本的なもので学習していくことや、自分の興味関心のあるものを選ぶなど傾向はあるかと思います。また、読み書きや計算といった学習を取り入れている児童生徒ですと、目録の中にドリル形式のものもありますので、そういうもので、取り組む児童生徒もおります。あとは、実生活にどのように活かせるかというところで、実生活に生かせる内容のものを選択するなど、特性というところとそういう傾向はあると思います。

続いて、教科書の特性というところですが、やはり同じように、まず絵本的なもの、それからドリル的なもの、作業ができるものがあります。実際にシールを張ることができるものや、しかけ絵本、ボタンを押すと音が出るもののように視覚で理解できるだけでなく、他の感覚も使って学習ができる形の教科書があります。そのあたりを、児童生徒ごとの特性に合わせて選んでおります。

また、教科書を選ぶ上でのマストの部分というところで、1つは、教科に対して必ず1つの教科書ですので、検定本を選ぶか、著作本を選ぶか、一般図書を選ぶかということになります。検定図書を選んでもらうということになっていけば、その教科の一般図書は選ばないというようなことです。児童生徒によっては、学習形態として、特別支援学級に在籍して通常の学級に交流に行くという児童生徒もおりますので、その場合には、やはり一緒に学習する上で、検定の教科書を持っていた方がよいですとか、そのようなこともあります。まずこれはマストです。そのあと、3種類のうちのどの教科書を使うかというのは、児童生徒の実態プラスその学習の場を、保護者の方と一緒に考えていくことになります。そして、最終的

には先ほどから申し上げているように一人ひとりの児童生徒の特性、文字を勉強したいという目標なのか、音とか触った感覚なども取り入れたもので学びたいと思っている児童生徒なのか、それとも、ドリル学習で反復学習をしていくことに重きを置いているのか、そのあたりで、もうそこは本当にそれぞれの個別の選択ということになるかなというふうに思います。

○齊藤委員 今おっしゃったような内容が、文書以外に、お考えの中にあるのではないかと思います。すごく大事なものは、ノウハウとして、今いるこの体制ではない人たちが引き継いだときにも、同じ品質以上のものをビルドアップしていくことであると思っています。そこを、やはり明文化して残し、教育委員会ではこの教科書選定の方針や考え方や基準で決めましたということが、やはり残していく義務はあると思いますし、そういう文書であるべきだと感じました。

○松葉口委員 個別教育計画が一番もとになっていると思いますが、個人情報保護の中、なかなか見せることは困難だとは思いますが、このようなものがあると、本当にこの児童生徒にはこういう教科書が合っているんだろうなですとか、こちら側はわかりますが、いただいた資料は単純にリスト化されただけで、その人となりが見えてこない、どう判断したらいいのか判断基準がわからないので、もう少し資料を作る際に工夫していただきたいです。個別教育計画の中からどこかを引っ張ってきて示せるものがあるのかどうかを、来年度に向けてもう少し何か案とかしていただければ、ありがたいな。

○教育指導課指導主事 ご意見ありがとうございます。現場の学校の先生方は、個別指導計画を児童生徒の保護者と一緒に作り上げる中で、児童生徒の最適な学ぶ教材ということで選んでいると思いますので、先生方のお考えが生きるような形での記載方法というのを検討してまいりたいと思います。

○益田委員 個別教育計画を作りながらも、そこに合わせた教科書まで支援学級の先生方が考えて作っているというのは、本当に大変だなと思います。評価もとても大変だと思います。評価表の方も大変熱心にご書いてくださるので、一生懸命やってくださってありがたいなと思っています。そこで確認ですが、表の中の希望理由の欄に、字文字が大きくなど書いてありますが、これは教科書全て先生見えていますか。根本的なところですが、教えてください。

○教育指導課指導主事 いろいろパターンがあると思います。実際にご覧になって確認されているということもあると思います。それから、こちらの一覧は、一旦県の方でも、採択されたものとして一覧表が出てまいりますが、そこにも本の説明等が書いてありますので、そちらを参考にすることもあると思います。また、実際にもうすでに在籍している支援学級の児童生徒が使用している場合もありますので、一概に先生皆さんが手に取っているかという、こちらで全てを把握しておりませんが、何らかの方法で、内容について先生方はご理解されて選定されているという流れになっております。

○齊藤委員 やはり選定している以上、予算に対して実際これぐらいお金がかかりますというのが、本来はあるものだと思います。その議論はしなくていいのか教えていただけますか。

○教育指導課指導主事 検定教科書は無償で全児童生徒に配布されますが、一般図書に関しても同じように配布されますので、小田原市の予算から何か支出するということはないので、特に予定金額的なところでの検討というのはしておりません。

○齊藤委員 無償の範囲は特に定められてないという理解でいいってことですね。ただ、実際には無償ですが、国なのか県なのか負担していただくのがこれだけになりますというのは、特に提示もせず進むものなののでしょうか。

○教育指導課指導主事 本を選定するときに、金額等がわかる資料はあります。また、選定の際は高額なものが偏らないようにというようなことが書いてはありますが、この金額だと駄目ですというよりは、その目録の中に入っているものは文部科学省が適切であるというふうに判断されたということになりますので、そこから選定しております。

○齊藤委員 そうですね。そういうものだと思います。そうなんでしょうけれど、やはり税金を使っているものだと思いますので、本来は決定する我々としては、その選定年度において実

際にはこれだけの金額がかかっていて、選んだ結果前回選定時からこれぐらい増えてますみたいなのはウォッチするべきではないのかなというには個人的には思います。マストでないのであればいいとは思いますが。

○秋元委員 採択案ということで、すごいデータ量だなというのが正直なところですよ。今の時代、企業や銀行、あと商工会議所でもこのデータのように非常に重いものは、分析するのに限度があるようなものは、AIなどを使っています。そもそも、学校の先生方が何をもって見やすいとするのかなど、データ入力のところから、入口から段階評価とかで時間を持ってやったデータから、このようなものを作っていないといけないと思いますし、分析資料が必要だと思います。例えば、文字が大きくてというものも、視覚的なレベルの5段階の評価がどこに書いているのかですとか、あとはイラストが子どもたちがとても読みやすかったりですとか、そのレベルですよ。そのようなものが分析された評価でないと、今回のタイムスケジュールで教育委員がすべて把握して的確な意見が出てきて、適格なアドバイスや方向性などを議論するのは難しいと思います。委員の皆さんは、これだけやっているわけではないと思うので。まして、現場の方はもっと大変だと思いますから、そろそろそのようなデータを集めてくるところから、解析とかそういうレイヤーに行った方がいいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 報告事項(1) 市議会 5 月臨時会及び 6 月定例会の概要について【資料配布のみ】

(教育部・文化部)

○柳下教育長 次に、報告事項(1) 市議会 5 月臨時会及び 6 月定例会の概要については、資料配付とさせていただきますので、御了承ください。

(7) 報告事項(2) 小田原市新しい学校づくり推進事業の市民説明会等について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明申し上げます。資料 2 を御覧ください。

初めに「1 概要」でございます。本事業では、小田原市新しい学校づくり検討委員会からの答申を踏まえまして、市の計画とするために全庁を挙げて、現在市の計画の作成作業を進めているところでございます。今後、保護者や地域住民を始め、学校関係者などへ市の考え方をお伝えし、御意見を伺い、市民皆様と対話を重ねる場を設けて参ります。対話を通して得られた御意見を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境の実現を目指し、市としての計画を取りまとめ、将来を見据えた学校づくりを進めて参ります。

次に、「2 市民説明会等について」を御覧ください。「(1) 市民説明会」でございますが、説明会では新しい学校づくり推進事業に関する動画を視聴していただく他、パンフレットを用いて事業概要の説明を行ってまいります。参考資料の 2-1 として、パンフレットを添付しておりますのでそちらを御覧ください。市民説明会では市の計画とするための出発点として、こちらのパンフレットを用いて本事業に関する説明をいたします。

1 ページ目になりますが、まず、なぜ新しい学校づくりが必要であるか、児童生徒数の減少や施設の老朽化、教育のあり方の変化など背景となる課題について共有いたします。

2 ページ目を御覧ください。社会力と本市の教育を目指す姿を現時点の目線で整理しており、新しい学校づくりの全体像を共有させていただきます。

3 ページ目を御覧ください。学校配置の検討における視点について記載し、答申での新しい学校の配置場所と学区の考え方をより明確化いたします。

最後に、4 ページ目を御覧ください。新しい学校づくりを市の計画とするための検討事項と学校との協議で検討が見込まれる事項等分けて記載することで、現時点で検討すべき事項と、地域調整に入ってから検討する事項を明確に分けていることを説明します。

また、地域調整に入ってから標準的なスケジュール及び今後の取組みを示しております。それでは、資料2にお戻りください。市民説明会については、質疑応答・意見交換を行うとともに、説明会終了後にアンケートを実施しまして、今後の計画づくりの参考といたします。開催日については、1ページから2ページにかけて記載のとおりです。市内6か所で、8月中旬から下旬まで平日の昼夜、日曜日の昼の時間帯での開催を予定しております。各会場100名規模の会場となっております。なお、こちらの市民説明会については、市長以下、理事者ができるだけ参加した上で、教育長にもご参加いただく予定です。

2ページ目の「(2) 地域への説明」を御覧ください。地域につきましては、9月から10月にかけて、26地域の各自治会連合会での説明を行いながら、周知を進めてまいります。「(3) 学校関係者への説明」につきましては、教員に対する説明動画の配信及びアンケートの実施を通して意見を伺える仕組みとしてまいります。また、日程調整はこれからになりますが、各学校運営協議会での説明についても予定しております。「(4) その他の関係団体等への説明」といたしましては、経済団体、不動産団体、医師会などに周知及び意見交換を行ってまいります。

次に、「3庁内の検討状況」を御覧ください。庁内の検討組織を現在立ち上げておりまして、市の計画作成を全庁的に進めるとともに、ワーキンググループを下部組織として立ち上げまして、計画及び跡地利用に関する具体的な課題の洗い出しと、整理を開始いたしております。開催結果の概要については、表の一覧表のとおりでございます。

最後の3ページを御覧ください。「4今後の主なスケジュールについて」でございます。先ほど御説明いたしました市民説明会等8月から10月にかけて開催した後、12月を目途に市の基本計画案としてまいります。年明け1月ごろにシンポジウムを開催したいと思っており、その後のパブリックコメントを経て、5月頃に市の基本計画として決定してまいりたいと考えております。また、記載をしておりますが、協議会定例会についても適切なタイミングで御報告させていただきまして、皆様からのご助言をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 アイデアといいますか、よく民間でも行っておりますが、テーマ的にはものすごく皆さんの関心の高い内容だと思いますので、B to C向け、親御さん向けのみならず塾ですとか、不動産屋ですとか。B to B向けも皆さん、結構これどうなるのだろうという感じが高いだろうなと思っております。企業でいうと株主総会への株主対応みたいなところとすごく近いなと思いました。そして、すごくいろんな質問を受けそうだなですとか、厳しいお話ですとか、市民の方から出そうということは予想できると思います。このような場合は、このような資料に対して、想定される質問を先に喋ってしまうという方法があります。おそらく市民の皆さんから出るであろう質問の内容を、先にこちら側が喋ってしまって、その上で御質問ありますかという流れにすると、ある程度質問を受けるであろう内容の大半がそこで潰せますので、全体的に時間も効率化が図れますし、市民の皆さんからすると質問しにくかったけれど先に話してくれてよかったみたいなどころもあります。そのようなやり方もありますよというお話を先にさせてもらえればと思います。

プラスアルファで、アンケートを取ったりですとか、当日の質疑応答での御回答をやるということなので、後日、その内容を加えた資料にアップデートしたものを、例えばWebにアップするなど、そういう形がこの推進事業については良いのではないかというふうに思います。

○松葉口委員 これは非常に、大規模な大改革ですので、私たち教育委員はどのような立場で関わるのか疑問としてあります。

○教育総務課長 現在の立ち位置としましては、昨年度末に検討委員会から答申が専門的

な知見を生かして出されているというところです。現時点でのゴールは、これを市の計画としなければならないというところで、現在はその過渡期にあるという状況になっております。その中で教育委員の皆様には、市としての計画にするためのプロセスに関わっていただきたいと思っております。この件に関しての情報提供に関しましても、積極的にさせていただいた上で、市の素案などができた段階で、御覧いただく機会もあるというふうに考えております。

○**教育部長** ただいまの御質問ですけれども、この計画は、教育委員会で方針を定めていくパートと、市長部局で定めるパートが混ざっております。オール小田原市の計画として定めるということが今回のゴールですので、そこに行く一段階前の教育委員会として、こういう形で市長部局の方と合意してよろしいか、定めてよろしいか、というところは、基幹決定を教育委員会の定例会等の会議でしていただくつもりでおりますので、教育委員の皆様にはその段階でジャッジをいただくというようなことになります。その際には、ボリュームもありますので、あらかじめしっかり御説明をさせていただいた上で、このようなオフィシャルな場で手続きをしていくということを踏んでいきたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

7 柳下教育長閉会宣言

令和8年8月26日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（松葉口委員）